



福岡医発第2103号(地)
平成23年12月11日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の対象拡大について

今般、古賀市より、子育て支援の一環として、平成24年4月1日診療分から入院のみを「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、婚姻していない子ども」まで拡大する旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 拡大部分の医療費の支給は、これまでの乳幼児医療費支給制度と同様に、現物支給方式とし、拡大対象者(小学校就学後から18歳)には平成24年4月1日から使える「古賀市子ども医療証(桃色)」が、平成24年3月中に古賀市より送付されます。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、古賀市役所 市民国保課 年金・医療係 (TEL:092-942-1111 (内線212)) までご照会ください。

記

※平成24年4月1日からの一部負担金

3歳未満	入院・入院外なし
3歳～就学前	入院外 600円/月
	入院 500円/日
	(月上限 3,500円)
就学後～18歳	入院 500円/日
	(月上限 10,000円)

23古市国第1924号
平成23年12月1日

福岡県医師会 会長 様

古賀市長 竹下 司津男



古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の対象拡大について

初冬の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本市の医療費支給事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在古賀市では、福岡県の乳幼児医療費支給制度により、乳幼児の医療費の一部助成を行っておりますが、このたび、子育て支援の一環といたしまして、古賀市独自の制度として平成24年4月1日診療分から入院のみを「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、婚姻していない子ども」まで拡大することといたしました。

拡大部分の医療費の支給は、これまでの乳幼児医療費支給制度と同様に、現物支給方式とし、拡大対象者（小学校就学後から１８歳）には平成２４年４月１日から使える「古賀市子ども医療証（桃色）」を、平成２４年３月中に送付いたします。改正概要につきましては、別紙をご参照ください。

つきましては、会員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。なお、古賀市内の医療機関等には別途通知をいたします。

本事業のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係

電話 092-942-1111 (内線212)

FAX 092-942-1275



■古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の改正概要■

- ◆ 小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、婚姻していない子どもを、新たに対象とします。所得制限はありません。
- ◆ 拡大部分の医療費の支給は入院のみとし、一医療機関につき1日500円、1月の上限10,000円（月20日）は支給しません。
- ◆ 古賀市ひとり親家庭等医療の対象者、古賀市重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は対象としません。
- ◆ 拡大部分の医療費の支給は、これまでの制度と同様に現物支給方式とし、医療機関等の窓口で対象者や支給内容が確認できるよう、新たに子ども医療証を交付します。
（小学校就学前までは、これまで同様、乳幼児医療証を交付します。）
- ◆ スケジュール 平成24年1月末 対象者へ申請書発送
2月 申請書受付（現在、乳幼児医療の対象者は申請不要）
3月 子ども医療証発送
4月1日 施行（平成24年4月1日診療分から適用）

	現行（平成24年3月31日まで）	改正後（平成24年4月1日から）
制度	古賀市乳幼児医療費支給制度	古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度
医療証	乳幼児医療証（ラベンダー色）	小学校就学前… 乳幼児医療証（ラベンダー色） 小学校就学後… 子ども医療証（桃色）
一部自己負担金 ※一医療機関（薬局を除く）につき	3歳未満 入院・入院外なし 3歳～就学前 入院外 600円／月 入院 500円／日 （月上限3,500円）	3歳未満 入院・入院外なし 3歳～就学前 入院外 600円／月 入院 500円／日 （月上限3,500円） 就学後～18歳 入院 500円／日 （月上限10,000円）

※小学校就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで。

※小学校就学後とは、小学校就学前の満了の日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。

小学校就学前の医療証サンプル（ラベンダー色）

乳 福岡県乳幼児医療 医療証		有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
		負担者番号		8 1 4 0 0 5 9 0	
受給者番号					
受給者	住所				
	氏名				
	生年月日				
一部自己負担金	年 月 日まで 入院・入院外 徴収しない 年 月 日以降 入院1日当たり 500円（月7日限度） 入院外1日当たり 600円を限度 ※入院・入院外とも上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担してください。				
発行機関名及び印	福岡県 古賀市長 印				
交付年月日	年 月 日				

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

小学校就学後の医療証サンプル（桃色）

子 古賀市子ども医療 医療証		有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
		負担者番号		8 1 4 0 0 5 9 0	
受給者番号					
受給者	住所				
	氏名				
	生年月日				
一部自己負担金	入院1日当たり 500円を限度 （月20日限度） ※上記金額を医療機関ごとに負担してください。				
発行機関名及び印	福岡県 古賀市長 印				
交付年月日	年 月 日				

※この証は入院外では使用できません。
また、県外の保険医療機関等では使用できません。

23古市国第1924号
平成23年12月1日

医療機関等各位

古賀市長 竹下 司津男

古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の対象拡大について

初冬の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本市の医療費支給事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在古賀市では、福岡県の乳幼児医療費支給制度により、乳幼児の医療費の一部助成を行っておりますが、このたび、子育て支援の一環といたしまして、古賀市独自の制度として平成24年4月1日診療分から入院のみを「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、婚姻していない子ども」まで拡大することといたしました。

拡大部分の医療費の支給は、これまでの乳幼児医療費支給制度と同様に、現物支給方式とし、拡大対象者（小学校就学後から18歳）には平成24年4月1日から使える「古賀市子ども医療証（桃色）」を、平成24年3月中に送付いたします。改正概要につきましては、別紙をご参照ください。

入院のある医療機関におかれましては、平成24年4月1日以降、窓口への医療証の提示をご指導くださるようお願いいたします。

また、今回の拡大にあたり、拡大内容等の周知を行うためにポスターを作成いたしましたので、建物内への掲示をお願いいたします。

本事業のご理解、ご協力をお願いいたします。

※ 今回の拡大により、小学校就学後は医療証が変わりますが、「乳幼児・子ども医療費支給制度」として一つの制度で運用します。（よって、医療証の負担者番号は同じです。）

【問い合わせ先】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係

電 話 092-942-1111（内線212）

FAX 092-942-1275